

〈書評〉

染田秀藤編(篠原愛人・東明彦と共著) 『ラテンアメリカ史—植民地時代の実像』(世界思想社、1989年)

評者：高 橋 均
(立正大学)

日本人によって初めて書かれたラテンアメリカ植民地時代史概説の単行本である。三人の共著者がそれぞれ、メキシコ(篠原)、ペルー(染田)、ブラジル(東)を担当している。類書はこれまで、編者染田自身による翻訳『イスマノアメリカー植民地時代』(チャールズ・ギブソン著、平凡社、1981年)しかなかった。この書物は誰知らぬ者のない名著だが、1966年の出版だからその後の研究の飛躍的な進展はカバーされていない。その後の代表的な概説は、ロクハート/シュウォーツにせよ『ケンブリッジ・ラテンアメリカ史』の最初の二巻にせよ、大部にすぎて翻訳出版の可能性はない。どうしても日本人が日本語で書く必要があったわけで、この空白を埋めた本書の出版の意義は大きい。また、この機会に、ハンケ、バルカルセル、『簡潔な報告』、ティトウ・クシ・ユバンキ等の研究書や同時代史料を、日本の読書界に紹介してきた染田の訳業の功績に注目しておきたい。

本書の執筆方針は序文に明らかである。欧米やラテンアメリカ現地では、第二次大戦後、バークレイ人口史学派とフランソワ・シュバリエの業績を先駆として、植民地時代社会経済史研究は1960年代半ばごろから飛躍的な進展を遂げた。業績の量は増加し、史料操作は精緻化し、とくにメキシコに関して画期的な研究がいくつも出現する。当然著者たちは本書でこの動向を伝え、新しい成果の多くを織り込むことを望んだ。しかし、分量上の制約があり、四百字詰め600枚ほどでオーソドックスな概説をまとめ、さ

らに新しい動向をも書き加えることは不可能に近い。唯一の解決策として、著者たちは主題を絞った。禁欲的なまでに徹底して、原住民・黒人など被支配階層に視野を局限したのである。

この方針は本書の強みでもあれば、弱さでもある。視野を局限した結果、被支配階層の労働制度・人口動態・生活環境・反乱等について、かつてない具体的な細目に立ち入った叙述を限られたページ数で提供することに著者たちは成功した。とくに篠原執筆のメキシコの部分はたいへん質の高いサーヴェイになっており、植民地時代の専門家ならずとも読めば必ず得るところがあるだろう。

反面、地面に顔を近づける方針をとった結果、叙述がやや平面的になることは避けがたかった。研究書の題名によく用いられる単語を用いるならば、〈土地〉と〈労働〉に多くのページが割かれているかわりに、地域外・地域内の〈市場〉についての叙述は最小限にとどめてある。総じて農村に厚く、都市に薄い。だから、序論にことわってある通り、この書物に植民地社会の全体像を求めてはいけないわけだが、ただ気になるのは、あまりにも局地社会経済に視野を極限しすぎて、外部世界との交渉や世界史の中への位置づけを守備範囲外においてしまっていることである。確かにとくにメキシコやペルーの場合、植民地の社会経済は相当程度の相対的自律性をはかり早期に確立したのであって、その点を強調する立場はもちろん成立するのだが、それにしても、この書物のアプローチはあまりにも無批判に一国史に偏っていると考えるのは従属論の論客だけではあるまい。市場の問題を抜きにして、たとえば局地的な労働制度の問題を解くことができるだろうか。この点は後段で再論する。

本書には総論部分がなく、共著者の各々は、担当地域についてかなり自由に内容や構成を決めて執筆している。メキシコとペルーは共通点が多いから、共同執筆の総説があった方がもちろん望ましいのだけれど、現在の研究段階では言うは易く行は難いのである。この二つの地域の間には研究の進み具合に大きな格差があって、(文書の整理状態、一般的研究条件か

らして、ペルーでメキシコと同じ水準の研究成果を上げるには数倍の努力を要する。このため、たとえば合衆国の大学院生が博士論文のテーマにペルーを選ぶことは率直に言って損になる)、一例をあげればアシエンダの労働条件について、篠原が新しい研究成果をふんだんに使っているところで、染田はファン／ウリョアの『秘密報告』の引用ですませざるを得ない。これを一本の叙述にまとめようとするなら、各著者がそれぞれに腕をふるうためには大きな制約になるだろう。ただし、典拠の指示のしかたの粗密、文献目録の体裁(ペルーの章の文献目録は著者のファースト・ネーム順になっている)などは最終段階で統一することが望ましかった。

それでも執筆前に一定の取り決めが三者間で成されており、鉱山・アシエンダ・エンジェーニョの労働制度・生活条件と、原住民や黒人の征服時の抵抗・征服後の反乱とに大きな頁数が割かれ、叙述の二本の大きな柱になっていることは三者に共通である。

この取り決めはメキシコとペルーでは特色のある叙述を生み出したが、ブラジル担当の東にとってやや気の毒な結果になった。四割かた頁数が少ないところへもってきてこういう制約を課されたものだから、砂糖生産に原住民奴隷を用いる試みとその抵抗の前に挫折したところまでで半分、残り半分のかなりの部分をバルマーレスなどの黒人奴隷反乱にとられて、ミナスの金やリオデジャネイロのコーヒーについての叙述を欠いているだけでなく、北東部砂糖地域の社会経済史としてもかなり中途半端な印象をうける。また、都市や市場についての叙述を最小限にするという執筆方針も、ブラジルの場合とくに場違いだった。砂糖の精製地がアムステルダムだったこと、十七世紀にカリブ海英仏領植民地との抗争に後れをとったこと、十八世紀のミナスの金ブームまでスペイン領に匹敵する都市社会は成立しなかったこと、こうした点を最小限押さえなければ、局地的社会経済の像は灰色の霧の中に宙ぶらりんになってしまう。何にしても本書でのブラジルの扱いは頁数からして中途半端で、東には気の毒なことだった。

本書を通読して最も気になったのは「債務奴隷」という言葉である。普

通に言う「債務ペオン制 debt peonage」, すなわちアシエンダの労働者に賃金前貸等で借金をさせて移動の自由を束縛する慣行を指して用いているのだが、カギ括弧をつけてある箇所もそうでない箇所もある。この用語法は、清水透『エル・チチョンの怒り』などにも見られ、一般的に通用するようになりかねないので、最後に簡単に評者の見解を述べておきたい。

第一に、共同体の成員資格の全部または一部を剝奪され、特定の間人として「主人」と仰いで従属する不自由民・従属民にはいろいろな種類があるのであって、一般読者の耳に強く訴えるからといってそのすべてを奴隷と呼んではいけない。第二に「奴隷」の語は、その社会の法制度によってある程度公式に定義された法的身分についてのみ用いられるべきであって、「非公式な」「事実上の」奴隷ないし奴隷制というものは学問語として承認しがたい(「農奴」「隷農」も同様)。第三に、少なくとも文明社会については、奴隷は不自由民であり従属民であるだけでは十分でなく、主人が所有する財産として売り買いできなくてはならない。債務ペオンは移動の自由を束縛されても、その束縛は法制度の承認を受けたものでないから、アシエンダと切り離して換金することには大きな取引コストが伴い、この点で経営者にとって奴隷とははっきり異質な労働力である。他方、奴隷自身にとっても、いつ家族と切り離され単身で売買されるかわからないという事情は長期の生活設計をたてることを不可能にするのであって、この点で債務ペオンとは歴然と違う。

これらの点で問題があることをたぶん熟知しながら篠原や染田や清水が「債務奴隷」という言葉を使うのは、最近の研究で「ペオン」という語が時代と地方によってきわめて多義であることが明らかになり、伝統的な「債務ペオン制」という語が通用しがたくなつたと意識してのことかと想像される。だがそれならば「債務拘束労働(力/者)」といったたぐいの造語をして、カギ括弧なしで使えばいいことであつて、なにもハンムラビ法典で規制され、ソロンが廃止した古代の制度をひきあいに出してせつかくの研究の値うちを下げる必要はあるまい。われわれは、日本の西洋史学が従来閉

却してきた分野を研究しているのだが、それだからこそ、この学問伝統の約束ごとに絶えず目をくばり、きびしい緊張関係を保ちながら業績を積み上げてゆくべきだろう。

第四に、事実問題として、債務拘束がアシエンダの労働力調達に果たした役割の大小は、近年のメキシコ社会経済史で論争の焦点となっている。かつて1950年代には、アシエンダの労働力といえすなわち債務拘束をうけてアシエンダを離れられない「ペオン」だと考えられていた。ところが、1964年にギブスンが『スペイン統治下のアステカ人』で、十八世紀のメキシコ盆地のアシエンダの常雇労働者はごく少数で、圧倒的多数は農繁期に近くの村から出稼ぎにくる臨時雇労働者だったことを指摘した。この指摘に刺激をうけて多くの地方史研究がなされ、現在この問題についてはシンセシスを提示しがたい状況である。篠原が86頁以下に要約で紹介している三つの事例に限って見ても、(2)のオアハカ盆地でも、(3)のエル・パヒーオでも債務拘束は有効とは認められない。面白いのは(1)の労働力不足に悩むトラスカラの例である。典拠はJ・D・ライリーの論文だが、篠原の要約はこの箇所に限って言葉が足りず、やや片手落ちである。以下に評者の言葉で要約してみる。

労働力不足の深刻化に対応するため、トラスカラ司法当局は1680年頃を境として、常雇労働者ガニャンの身柄がアシエンダに拘束されることを承認するようになった。だが、その根拠は債務ではなく、かれらがガニャンであることそれ自体だった。すなわち、アシエンダ集落に生まれ、その貢納徴税原簿に籍があるという事実によってその身分は定義されたのである。トラスカラのガニャンがそういう身分と定義された以上、以後かれらに対する前貸は身柄拘束の正当化を目的とするものではありえず、アシエンダ主の側からする給付の一部と見なければならぬ。かれらはアシエンダ主との間に、単に定期的な金銭の授受にとどまらない全人的な給付〔トウモロコシのあてがい扶持やもしもの時の大金の前貸〕と反対給付のやりとりをやがて制度化し、それがしかるべく機能していれば、単に金銭的な

賃金や債権債務の多寡は二義的な意味しかもたなかった。何年も賃金の支払いが滞った結果アシエンダに対して何十ペソもの債権を持っているガニャンは珍しくなかったのである。そして、上に述べたようなモラル・エコノミーがしかるべく機能しなくなったときには、ガニャンはアシエンダとの関係を精算するために司法当局の介入を求めた。アシエンダ主を労働者虐待のかどで告発して訴訟を起し、その際行われる賃金勘定の精算で何年も滞った賃金の現金払いを要求し、身柄拘束が停止される訴訟期間中にアシエンダを立ち去ったのである。この奥の手があったために、ガニャンはモラル・エコノミーの枠内でのアシエンダとの交渉をある程度有利に運ぶことができたものと思われる。一方、債務拘束が問題になったのは、むしろ村に住む臨時労働者であるトラケワルの場合だった。労働力不足に直面した司法当局は法律によってかれらのトラスカラ域外への移動を許可制にしたが、アシエンダとトラケワルの直接交渉による債務拘束は嫌い、あれこれの手段でこれを妨げようとした。そして1740年、疫病の結果何らかの手段をとらざるを得なくなると、債務拘束よりはむしろ昔の労働レベルティミエントを再開することを選んだのである。総括すれば、トラスカラの司法当局は、域内の労働力不足に直面しても、それがアシエンダと原住民の間に非公式の債務拘束が自然発生することで解決されることを嫌った。それよりは、ガニャン身分の公式化であれレパルティミエントであれ、公権力が介入しやすい公的制度の運用によって解決することを望んだのだ、というのがこの論文でライリーの言わんとするところである。

植民地時代アシエンダの労働力の多くは確かにいろいろな経済外的強制に服しており、市場諸力のみによって動かされる自由なプロレタリアートはその一部にすぎなかった。だがそれでも、とくに原住民人口が回復し始める十七世紀後半以降、相対的に自由な労働市場が広範に機能し始めている。そして、経済外的強制にも、国家機構や教会や共同体自治組織の介入によるものがあり、すべてがアシエンダと労働者の直接交渉に基づくものではなかった。さらに、アシエンダと労働者の直接交渉に基づく経済外的

強制は、きわめて多様な給付と反対給付のバランスに基づいたものであり、債務拘束は常に見られるとは限らず、しかもしばしば両義的なその一環にすぎなかった。市場の力と、こうした多岐にわたる経済外的強制とが拮抗しあい補完しあって織りなしているのが、千変万化するアジェンダの労働制度なのであって、それを解きほぐしてゆくことこそ研究者の課題である。「債務奴隷」という概念の使用がその有効な手段であるとは評者には考えにくい。

